

## 令和7年度第2回 伊達市入札監視委員会議事録

日 時	令和7年10月21日(火) 午後1時30分から午後3時まで																
場 所	伊達市役所東棟3階庁議室																
出席者	<p>【委員】</p> <p>伊藤 宏委員長、高久 健一委員、佐藤 貴洋委員、齋藤 晶委員、國分 彰成委員</p> <p>【事務局】</p> <p>本田財務部長、大橋財政課長、佐藤契約検査係長、富田契約検査係主査</p> <p>【工事担当課】</p> <table> <tbody> <tr> <td>梁川総合支所</td> <td>照内副主幹兼地域総務係長</td> </tr> <tr> <td>公有財産管理課</td> <td>大谷副技幹兼施設整備係長</td> </tr> <tr> <td>教育総務課</td> <td>藁谷副主幹兼施設管理係長</td> </tr> <tr> <td>公有財産管理課</td> <td>横山施設整備係主任技師</td> </tr> <tr> <td>上下水道課</td> <td>山本水道施設係主任</td> </tr> <tr> <td>農林整備課</td> <td>田中林業振興係主任</td> </tr> <tr> <td>靈山総合支所</td> <td>鈴木副主幹兼地域総務係長</td> </tr> <tr> <td>総務課</td> <td>渡辺総務係技査</td> </tr> </tbody> </table>	梁川総合支所	照内副主幹兼地域総務係長	公有財産管理課	大谷副技幹兼施設整備係長	教育総務課	藁谷副主幹兼施設管理係長	公有財産管理課	横山施設整備係主任技師	上下水道課	山本水道施設係主任	農林整備課	田中林業振興係主任	靈山総合支所	鈴木副主幹兼地域総務係長	総務課	渡辺総務係技査
梁川総合支所	照内副主幹兼地域総務係長																
公有財産管理課	大谷副技幹兼施設整備係長																
教育総務課	藁谷副主幹兼施設管理係長																
公有財産管理課	横山施設整備係主任技師																
上下水道課	山本水道施設係主任																
農林整備課	田中林業振興係主任																
靈山総合支所	鈴木副主幹兼地域総務係長																
総務課	渡辺総務係技査																
議 事	<p>(1) 報告事項</p> <p>①市発注工事等の入札結果について (対象期間：令和7年5月1日～8月31日)</p> <p>②入札参加資格制限措置に関する状況について (対象期間：令和7年5月1日～8月31日)</p> <p>(2) 審議事項</p> <p>①抽出事案について (対象期間：令和7年5月1日～8月31日)</p> <p>②抽出事案の審議について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2025000126 梁川総合支所空調設備改修工事（Ⅱ期）</li> <li>・2025000182 上保原小学校プール循環浄化装置改修工事</li> <li>・2025000202 保原地域石綿セメント管更新事業 大泉字大塚地内配水管布設替工事</li> <li>・2025000224 林道取揚沢線（取揚橋）橋梁塗装塗替工事</li> <li>・2025000143 靈山総合支所震度計移設工事</li> </ul>																

資料	<p>【資料 1－1】入札方式別発注工事総括表</p> <p>【資料 1－2】入札方式別発注工事一覧表</p> <p>【資料 2】入札参加資格制限措置一覧表</p> <p>【資料 3】抽出工事一覧表</p> <p>【資料 4－1～資料 4－5】抽出事案説明書</p>
----	---

## 1 議事内容

### (1) 報告事項

①市発注工事等の入札結果について

**契約検査係主査**

資料 1－1 から資料 1－2 により説明

《委員からの質疑なし》

②入札参加資格制限措置に関する状況について

**契約検査係主査**

資料 2 により説明

**高久委員**

番号 1 の案件の備考「受注体制の確保が困難」とはどういうことでしょうか。また契約締結前に受注体制の確保が困難となることは予想できなかつたのでしょうか。

**契約検査係長**

本案件は福島県保原土木事務所発注の業務委託に対して不正または不誠実な行為のため福島県が制限措置を行ったもので、当市の入札参加資格もある企業であったため同じ理由により当市でも制限を行いました。詳細については、当市では把握しておりません。

**國分委員**

本案件は福島県保原土木事務所発注の業務委託で制限措置を行ったものでしたので、保原土木事務所長の立場から説明させていただきます。

本案件の企業は、福島県発注の業務委託だけでなく他町発注工事等も受注しています。本案件の企業からは他の工事受注も重なったこと、重機や作業員の確保が困難であることを理由に契約辞退の申し出がありました。

### (2) 審議事項

①抽出事案について

**齋藤委員**

資料 3 により説明

《委員からの質疑なし》

②抽出事案の審議について

2025000126 梁川総合支所空調設備改修工事（Ⅱ期）

**契約検査係長**

資料 4-1 により説明

**佐藤委員**

1回目の入札は全者とも予定価格に達しなかったとのことですが、このような事案の件数はどのくらいありますか。

各業者は仕入れにかかるお金や人件費に利益を載せて、入札書に記載する金額を計算し入札すると思いますが、本案件は業者の目線と予定価格にずれが生じたため、1回目の入札で全者予定価格に達せず、2回目の入札で2者辞退したと思われます。予定価格を超過した要因は業者へ聞き取りをしていますか。

**契約検査係長**

本案件は見積もり単価を多く扱っているもので、見積もり単価は福島県が定める積算基準に従い公表しており、業者は基準をもとに積算できるものでした。業者が高い金額で落札しようとしたため、1回目で落札とならなかったと思われます。

また見積単価を多く採用している設計書においては、1回目の入札では落札とはならず、2、3回目で落札となる場合が多々あります。

**伊藤委員長**

1回目の入札業者4者と2回目の入札業者4者は同じ業者ですか。

**契約検査係長**

同じ業者であり2回目の入札ではその内の2者が辞退しました。

**工事担当**

建築工事の場合は、県の建築関係工事積算基準に基づき積算し、県の単価がないものについては、物価本や積算資料で単価を定めています。またそれらに記載のないものについては、3者以上から見積もりを徴収し単価の決定を行っています。本案件は適切な設計積算をしていましたものと考えております。

なお当市から業者に予定価格を超過した要因の聞き取りは行っていません。

**佐藤委員**

本案件は県の設計単価ですか。

**工事担当**

県の設計単価があるものについては採用しています。

**佐藤委員**

各業者は様々なソフトを使って積算していることが考えられますが、おおよその予定価格は積算できるものでしょうか。

**工事担当**

見積単価についても公表しているため、おおよその予定価格は積算できるものと思われます。

**佐藤委員**

本案件はたまたま予定価格に達しなかったのかもしれませんね。

**高久委員**

労務費も県の単価を使用されたのですか。

**工事担当**

基本的には県の単価を使用しています。

**高久委員**

本案件の予定価格は事前に公表されたのですか。

**契約検査係長**

予定価格の事前公表はしていません。部材等の見積価格は公表しています。

**高久委員**

材料費や労務費が実勢価格になっていますか。

**工事担当**

当市の積算で使用している建設物価や積算資料は、市場調査をして作成されているものであり適正な価格と判断しています。

**高久委員**

市場調査をして作成しているものならば、それ以外のもので積算するのは難しいですね。

**2025000182 上保原小学校プール循環浄化装置改修工事**

**契約検査係長**

資料4-2により説明

**高久委員**

前回の第1回入札監視委員会でプール浄化槽循環装置関連の工事の案件があったかと思いますが、その際も同じ入札方式で行ったのでしょうか。

**契約検査係主査**

令和7年度第1回に審議されました保原プール 25m プールろ過循環浄化装置修繕については、随意契約によるものでした。

**高久委員**

前回は随意契約で今回は条件付一般競争入札としている違いはどこでしょうか。

**契約検査係主査**

前回の随意契約は、施設の維持管理業者と随意契約をしたものであります。

**契約検査係長**

前回の審議案件の際にも説明させていただきましたが、維持管理業務委託をしている業者がポンプろ過機に異常を発見したものであり、改修後の責任の所在及び施設の適正な利用という点から、ろ過部分の修繕業者はその業者しかいないため随意契約としております。

今回の案件は、設計業務の発注後、暖冷房衛生設備工事の資格を持っている工事業者であれば受注可能であると判断をしていましたので、条件付一般競争入札を行ったものです。

**伊藤委員長**

今回の案件が条件付一般競争入札であったことは問題ありませんが、前回の随意契約案件において、正当な随意契約理由かどうか疑問があるため質問をされたと思います。緊急だからやらなければならないという理由と、これまで維持管理やってきた業者ではないと改修工事後の利用に支障をきたすという理由を比べると、後者の理由の方が弱いのかなという感じです。

これまでの会議において、随意契約はなるべく慎重に判断することをお願いしています。なお前回の案件の話は既に審議が終わっており、今回は適正に一般競争入札で行われたということですね。

**高久委員**

今後も随意契約については慎重に判断していただきたいと思います。

2025000202 保原地域石綿セメント管更新事業 大泉字大塚地内配水管布設替工事

**契約検査係長**

資料4-3により説明

**伊藤委員長**

石綿セメント管を使用していたとのことですが、これまでアスベス

トの問題はありませんでしたか。

**工事担当**

アスベスト自体には危険性があります。加えて耐震性がないことから、新しい管に交換する事業を行っています。

**伊藤委員長**

既に布設されているもので、石綿セメント管はまだかなり残っていますか。

**工事担当**

保原地区には残っています。

**伊藤委員長**

水道管において、健康被害の問題は出ていますか。

**工事担当**

水に溶け込むことはないため、水道管としては問題ありません。

**伊藤委員長**

工事をする際のリスクはありますか。

**工事担当**

水道管を切る時には粉塵が飛ぶため、危険がないように施工しております。

**伊藤委員長**

水道管の老朽化に対する更新が社会的な問題にもなっていますが、市内の上水道管の耐震化率はどのくらい進んでいますか。

**工事担当**

石綿管については保原地区のみが残っている状況であり、保原地区的更新はおよそ半分くらい終了している状態です。

## 2025000224 林道取揚沢線（取揚橋）橋梁塗装塗替工事

**契約検査係長**

資料4－4により説明

**國分委員**

条件付一般競争入札ではなく、指名競争入札で行った経緯を教えてください。

**契約検査係主査**

当市の入札方針において、7工種（土木、建築、舗装、水道施設、電気設備、暖冷房衛生設備、造園）は条件付一般競争入札で行うものとしており、それ以外の工種については指名競争で行うものとしています。

なお今回の工事内容は塗膜除去及び塗り替えでしたので、建設業法

に基づき塗装工事業で発注し入札は指名競争で行いました。

**國分委員**

本案件は塗装工事以外の工事はありますか。

**工事担当**

塗装工事のみです。

**國分委員**

指名業者数は要綱に基づき 6 者ということですか。

**契約検査係長**

要綱では 3,000 万以上の工事は 7 者、1,000 万から 3,000 万の工事は 6 者、1,000 万以下の工事は 5 者指名することとなっており、本案件の予定価格は 2,170 万円でしたので 6 者指名しています。

**國分委員**

本案件の結果として 4 者事前辞退、2 者入札で 1 者辞退となっています。当日辞退業者は辞退で応札されたということでしょうか。

**契約検査係長**

4 者は事前辞退のため入札会場に来ていませんでした。入札会場に来た 2 者が入札書を投函し、落札業者の入札書には金額の記載がありましたが、当日辞退した業者の入札書には金額の記載ではなく辞退と記載されていました。

**國分委員**

結果として受注意欲のある業者は 1 者であったと見えます。応札する意欲のある業者を指名すべきという意見もあるかと思いますが、次につなげるために、辞退理由の事後調査や制度面について、何か考えはありますか。

**契約検査係長**

入札業者数の確保にあたり市内業者だけでなく市外業者を含めた選考については、第 1 回入札監視委員会の会議で委員長から指摘がありました。今回の案件に関しては、市内の業者で、塗装工事業に登録している業者が 6 者あったため、選定委員会(指名運営委員会)を通して、その 6 者を指名しました。入札参加資格に登録しておりますので工事可能と判断しております。

なお事前辞退した 4 者については、辞退理由も含め今後検証することとなっています。

**國分委員**

市内の塗装工事の登録業者は計 6 者であり、全者を指名したということですか。なお応札できない業者へ聞き取りは行っていますか。

**契約検査係長**

応札できない業者の聞き取りとしては、辞退届にて辞退理由を確認しています。本案件の辞退理由としては、簡単な塗装だけではないということから、配置技術者の配置が困難ということが記載ありました。

なお当日辞退した業者についての辞退理由は、工事担当から申し上げます。

**工事担当**

当日辞退した業者からは、他の工事を受注しており配置技術者の配置ができなくなったということを聞いています。

**伊藤委員長**

指名競争入札の場合 1 者入札はできないはずですが。

**契約検査係長**

本案件については 2 者が入札書を投函しております。市の競争入札心得の中で、投函の際に競争性が保たれている場合は有効とすることで定められています。

**伊藤委員長**

要するに 0 円の入札書でも、入札書を投函した場合は入札に参加したということになるということですか。

**契約検査係長**

投函の際は入札書が 0 円か辞退なのか我々も含め他の入札参加者も分からぬ状況であり、1 回目の入札に関しては競争性が保たれていることから有効と取り扱っています。

2 者で応札し 1 者が辞退、1 者が予定価格に達しなかった場合は、1 回目で辞退した業者には退席してもらうため、競争性がないということから入札不調としています。

**伊藤委員長**

入札会場に 1 者しか来なかつた場合は、競争性がないことから入札取りやめとなるということですね。例えば、業者間で何らかの相談があつて、1 者だと入札取りやめとなるから別業者が 0 円で入札書投函することとします。この場合でも競争性ありますとすると、事実上 1 者でも競争性が保たれたって言えるのかという疑問はありませんか。

**契約検査係長**

指名競争入札では入札まで指名業者の公表をしていないため、当日までどの業者が参加するか分からぬ状況です。

**伊藤委員長**

市の登録業者が 6 者しかいないため、業者はどの業者が指名された

かわかるものではないですか。

**契約検査係長**

登録業者は公表していますが、入札執行前に指名している業者の公表はしていませんので、本案件にどの業者が指名されているのかは特定できません。

**伊藤委員長**

2者が入札書を投函したから競争性が保たれていますということは言えないことはないけれど、結果としては競争性が保たれてはいないのではないでしょうか。

市の入札心得では指名競争入札において、1者入札は競争性が保たれていないけれど、どんな金額であろうと入札すれば複数者での入札になるため競争性が保たれていると判断するということですね。

また資料の入札結果及び経過において、当日辞退した業者は入札に参加したわけですから、辞退ではなく0円と表記した方がいいのではないかですか。

**國分委員**

当日辞退した業者は入札書に辞退と書いているのではないですか。

**契約検査係長**

入札書の金額を記載するところに、辞退と記載しております。

**財務部長**

辞退業者の状況は分かりませんが、応札する意思はあったけれど、会場の状況等で結果として辞退の入札書を投函したのかもしれません。市では入札に応じるという行為はあったという判断をし、これまでの取り決めどおりに対応したものです。

**伊藤委員長**

入札会場に来なかったことと辞退の入札書を投函することは結果として同じことではないですか。

指名競争入札においては、金額を入れた業者が1者、残りが辞退の入札書の場合は、入札不調とするものと考えますが、市の入札心得では、何が書いてあろうと入札書を入れたら入札をしたと判断するということになっているということですか。

そうするとその入札心得 자체が適切ではないのではないのでしょうか。事実上、辞退ということと同じで結局1者入札ではないですか。

これまで1者入札のため取りやめということはあったと思いますが、このような事例はこれまでなかったように思えます。2者入札した内1者は辞退って書いてあった場合は、これを2者入札とは言えないの

ではないでしょうか。

**工事担当**

当市の入札ではない案件を落札した結果、配置技術者の配置ができなくなり、急遽辞退という状況になった可能性もあるのではないでしょか。

**伊藤委員長**

業者の事情によるものもあるかと思いますが、このような入札を複数者の入札としてとらえることには無理があるのではないかでしょうか。

**財務部長**

これまで入札制度の改善を図ってきましたが、公平性、公正性、透明性、品質確保、競争性という部分が大きな要素であり、委員長のご指摘については、先進自治体を参考に調査研究させていただきたいと思います。

**伊藤委員長**

もう1点、業者が6者しかいない場合は、地域要件をもう少し広げて競争性を高めることを検討していただきたいと思います。

市内業者に限定することにより市の産業振興につながるということは分かるが、結局1者しか入札していないのならば地域要件をもう少し広げる必要があると思います。

**高久委員**

摘要理由に記載のある事前辞退届出ありということは、事前辞退届書という様式があり、そこに理由を書く欄があるということですか。

**契約検査係主査**

入札執行前にあっては、入札辞退届の様式が定まっており辞退理由を記載する箇所があります。入札執行中にあっては、入札辞退届もしくは入札書の金額の欄に辞退と記載して投函しています。

**高久委員**

辞退理由の記載は任意ですか。

**契約検査係主査**

必ず記載してもらうようにしています。

**伊藤委員長**

一般競争入札は電子入札を導入していて、指名競争入札は電子入札を導入していないのですか。また、指名競争入札と電子入札というのは、相容れないものでしょうか。電子入札の場合、今回の案件はどうなるのでしょうか。

## 契約検査係長

当市では電子入札を導入していません。想定ではありますが、電子入札の場合でもどの業者を指名しているのかを公表しないため、今回の案件を有効と判断すると思われます。

## 伊藤委員長

業者が市から指名されて、期限が来ても何もしないってことは不誠実な行為だから恐らくしないと思います。ただ電子入札の場合、辞退と出したら入札したことにはならないですよね。辞退という表明をした業者を入札としてカウントすることはないと思います。

要するに、電子入札の場合と実際に人が札を入れる場合で対応が異なるように検討していただきたい。

## 2025000143 靈山総合支所震度計移設工事

### 契約検査係長

資料 4－5 より説明

### 齋藤委員

福島県設置の震度計が県内 85ヶ所あり、それらが全て地上系有線や衛星系無線となっておりネットワークと繋がっていません。気象庁と防災地下圏で設置している他の 39ヶ所については、ケーブルでネットワークが繋がっていましたので瞬時に地震の状況とかが全国的に繋がっていました。

先ほど言った福島県設置 85ヶ所のものについては、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、そのネットワークを繋ぐためのケーブル等の設置を予定されていて本案件の契約者が 4 億 8,000 万円（1 台あたり平均 570 万円）ぐらいで落札していました。

伊達市には伊達、保原、靈山、梁川、月館の 5ヶ所震度計の設置があります。市の 5ヶ所の震度計は県の 2か年計画の中でネットワークに繋ぐケーブル工事はやったと思うのです。

本案件には震度計本体の移設もあったでしょうし、それに付随するネットワークシステムの移設、ケーブルを繋いだりする工事も含まれてはいると思います。震度計移設工事では新しく設置する場所の地盤強化、地震計の運び出し、設置など工程があると思いますが、震度計だけの移設工事で 1,000 万かかるとは思えないです。庁舎移転前の震度計はネットワークに繋ぐケーブルがついており、そのケーブルも全て移設になると思います。本案件は震度計のネットワークケーブルの移設も含めた金額だったかどうかはご存知ですか。

**工事担当**

当市では県の工事について、当初わからない状態で本案件を発注、契約しました。夏頃に県から震度計の工事が入るという連絡がありました。

本案件の工事は、震度計の計測部と記録する機器をそのまま移転先に持っていくという内容になっています。

**伊藤委員長**

本案件において、県と市における関係や役割分担はどのようになっていますか。

**工事担当**

本案件は県の工事と関係はなく、市独自の契約となっております。本案件の移設工事は、震度計設備を移設するだけとなります。

**伊藤委員長**

新設するのではなく既存のものを動かすということですか。市の敷地にあるものを同じ市の敷地に移設するのであれば、県の管轄ではなく市の管轄ということになるのですね。

**高久委員**

齋藤委員が話された内容は、どこかの委員会に参加されて聞いた話でしょうか。

**齋藤委員**

各市町村で地震が発生した際に、地震発生報道に時間差があるのはなぜか、地震発生市町村は本当に報道通りなのか、という個人の疑問から県内の地震計の設置個数や範囲などを調べたものになります。

震度計がネットワークに接続されていないため、県内 134 ヶ所に地震計があるのにも関わらずその震度が発表されていません。

県の昨年の入札の中で、接続されていないインターネット回線を繋ぐという入札がありました。なぜ本案件は移設工事だけでこんなに金額がかかるのかという疑問がありました。

昨年から今年の夏までの間に既に県の事業でケーブルが接続されていたのであれば、それは県の方で落札した分の工事だとわかります。本案件は庁舎移転に伴い震度計を移設するので、ケーブルや無線 LAN の関係も全て設置し直すということでこの金額になったのだと理解しました。

地盤工事でどのぐらいの費用がかかったのか、少し疑問はあります。

**高久委員**

地震が起きたのに、場所によっては震度がすぐ発表されないという

ことについては、ネットワークが接続されれば修正されるということですね。

**佐藤委員**

本案件の予定価格はどのように決定しているのですか。県の単価ですか。

**工事担当**

見積単価です。

**佐藤委員**

見積は契約相手方から徴取したのですか。

**工事担当**

その通りです。なお参考見積として徴収していますので、県に準用する単価は県の単価を使用することとしています。

**佐藤委員**

契約相手方から徴取した見積と予定価格は違うものですか。

**工事担当**

はい、違います。

**高久委員**

参考見積と同じ金額の予定価格であることはありますが、本案件は県の単価も使用するなど検討が加えられていたことですね。

**齋藤委員**

昨年の県のネットワークシステムに繋げる工事(85ヶ所)において、予定価格が5億3,669万300円で、入札額が4億4,200万円(約81%)ぐらいでした。最終的には落札額は仮契約金額で4億8,620万(89.8%)、最終的には議会承認を得ています。

本案件は落札率が90%を超えており、県の結果と比べると落札率が高いと思いますが、地震計の設置場所の地盤強化の工事なども含まれているのですか。

**工事担当**

基礎工事等も含まれています。

**高久委員**

県主導の震度計設置当初から契約相手方と関わっているということですが、他自治体で同様の工事があった場合は、本案件の契約相手方と随意契約になる可能性は高いと考えられますか。

**契約検査係長**

他自治体でどのようなこと入札方式を取っているのか分かりませんが、設置業者でないとその後の利用に支障が生じることがあります

で、他自治体においても随意契約が締結されていると思います。

また齋藤委員が調べていただいたとおり、県でも随意契約をしていふことを考えれば随意契約の可能性は高いと考えます。

## 2 閉会（午後3時）